

※変更部分 …

**<気象警報発表時の対応>**

特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表されます。二次細分区域とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、**市町村を原則としています**（一部、市町村を分割して設定されている地域もあります）。なお、特別警報・警報・注意報の発表状況を、地域的に概観するため、市町村等をまとめた地域（**寝屋川市は東部大阪**）で報道されることがあります。

**【注意報発表時】**

児童が <b>在宅</b> 時の措置	・気象情報に十分注意し、今後の動向などを見守る。
児童が <b>在校</b> 時の措置	・気象情報に十分注意し、今後の動向などを見守る。 ・児童の安全を第一に考え、適切に対応する。

**【暴風警報発表時】**

1. 午前7時現在で警報が発表されている場合	・児童の登校は見合わせ、自宅待機させる。 <b>&lt;給食について&gt;</b> ・給食は中止とする。
2. 午前9時までに警報が解除された場合	・午前10時の始業とし、 <b>午前授業までとする（給食はありません）。</b> ・児童の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、 <b>学校へ連絡してください。</b>
3. 午前9時現在で警報が解除されていない場合	・臨時休業とする。
4. 児童が <b>在校</b> 時に警報が発表された場合	・気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ①直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、児童の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、さくら連絡網メール等で保護者に連絡する。 ② 緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、児童の安全に十分配慮の上、児童を校内にとどめ、さくら連絡網メール等で保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ③保護者不在家庭に対しては、児童を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 <b>【警報解除の時】</b> ・児童を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

**【特別警報発表時】**

1. 午前7時現在で「特別警報」が発表されている場合	・児童の登校は見合わせ、自宅待機させる。 <b>&lt;給食について&gt;</b> ・給食は中止とする。
2. 午前9時までに「特別警報」が解除された場合（暴風警報が継続発表の場合を除く）	・午前10時の始業とし、 <b>午前授業までとする（給食はありません）。</b> ・児童の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、 <b>学校へ連絡してください。</b>
3. 午前9時現在で「特別警報」が解除されていない場合	・臨時休業とする。
4. 児童が <b>在校</b> 時に「特別警報」が発表された場合	・気象情報に注意し、ただちに命を守る行動をとるとともに、下記の措置をとる。 ①児童の安全に十分配慮の上、児童を校内にとどめ、さくら連絡網メール等で保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ②保護者不在家庭に対しては、児童を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 <b>【特別警報解除（暴風警報が継続発表の場合を除く）の時】</b> ・児童を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

**留意事項**

・予め警報の発表が予想され、児童の安全確保が必要な場合は、臨時休業・始業時刻の繰り下げ・終業時刻の繰り上げ等の措置について事前に保護者の方にお知らせする場合があります。

・**大雨・洪水・大雪警報発表時は、通常授業となります。**

## ＜地震発生時の対応＞

通信障害が発生し、メールによる連絡ができなくなることや、電話がつながりにくくなることが予想されます。特に、登校前・登校時は、児童・生徒の安全を第一に考え、震度に関係なく、保護者の判断で行動していただいても結構です。

1. 児童が <u>在宅時</u>	<p><b>【震度4以下の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。)</li> </ul> <p><b>【震度5弱以上の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業とする。</li> </ul>
2. 児童が <u>登校中</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、登校して、原則学校に避難する。</li> </ul> <p><b>【震度4以下の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。)</li> <li>・登校が困難で、班登校の集合場所等に待機する場合は、その旨を保護者は学校に連絡する。 児童の安否確認をおこなう。</li> </ul> <p><b>【震度5弱以上の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、登校した児童については、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。</li> <li>・保護者不在家庭に対しては、児童を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。</li> </ul>
3. 児童が <u>在校時</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。 揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童の安否確認を行う。</li> </ul> <p><b>【震度4以下の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。</li> <li>・授業終了後、状況に応じて教職員の付き添いを含め、安全に配慮して下校させる。 (被害状況によっては、さくら連絡網メール等で保護者に連絡する。)</li> </ul> <p><b>【震度5弱以上の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから保護者への引き渡しによる下校措置をとる。</li> <li>・保護者不在家庭に対しては、児童を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 (さくら連絡網メール等で保護者に連絡する。)</li> </ul>
4. 児童が <u>下校中</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、安全を確認し、帰宅する。</li> </ul> <p><b>【震度4以下の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、帰宅する。</li> </ul> <p><b>【震度5弱以上の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、帰宅する。帰宅が困難な場合は、近隣の広場で待機する、学校に戻る等、より安全な行動をとる。</li> <li>・学校に避難した児童においては、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。</li> <li>・児童の安否確認をおこなう。</li> </ul>

### 留意事項

- ・地震の被害の状況等により、児童の安全確保が必要な場合は、臨時休業・始業時刻の繰り下げ・終業時刻の繰り上げ等の措置について、事前に保護者の方にお知らせする場合があります。
- ・児童の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、学校へ連絡してください。

寝屋川市立宇谷小学校

電話 (072) 825-9298 FAX (072) 820-7577